



2019年9月

お客様各位

山九株式会社  
国際物流推進部  
マーケティングG

## 消費税法改正に伴うご請求に関するお知らせ

毎々格別なるお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて表題の件につきまして消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これにより、弊社における消費税の取り扱いについて下記の通り対応させていただきますこととなりましたのでご案内申し上げます。

お客様にはご不便をおかけいたしますが何卒ご理解とご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 記

現行： 消費税 8%  
改定後： 消費税 10%

適用開始日： 2019年10月1日  
(輸出) 本船 ETD ベース  
※北米は搬入日ベース  
(輸入) 本船 ETA ベース

対象： 消費税をお預かりするすべてのお取引

ご不明点がございましたら、山九株式会社 国際物流推進部 マーケティンググループ (TEL : 03-3536-3418) まで、お問い合わせ下さいますようお願い致します。

以上